

文化財指定の概要 (加納辰夫文書)

1. 指定日 令和7年7月24日
2. 種類 有形文化財（歴史資料）
3. 名称 加納辰夫文書（242点）
4. 概要 加納辰夫文書は、フィリピンの日本人戦犯（いわゆるBC級戦犯）の減刑・釈放を求めて、加納辰夫がキリノ大統領などフィリピン高官や連合国軍最高司令官のダグラス・マッカーサー元帥、ローマ教皇ピオ12世などに書き送った嘆願書、先方からの返書、そして手記などを総称する、加納による平和運動の記録。
5. 時代 昭和24（1949）年～昭和33（1958）年
6. 所有者 個人蔵
7. 管理者 公益財団法人加納美術振興財団
8. 所在地 安来市加納美術館（安来市広瀬町布部345番地27）
9. 経緯

安来市はこれまで、加納辰夫によるフィリピン戦犯助命嘆願運動について、安来市加納美術館での展示などにより紹介してきた。平成29年には「ユネスコ 世界の記憶」に「画家加納辰夫の恒久平和への提言 フィリピン日本人戦犯赦免に関わる運動記録」として申請するも、不採択となった。以降、広島市立大学永井均教授（日本近現代史、日本・フィリピン関係史）による推薦など、文化財指定に向けた準備を進めてきた。

近年、主要メディアが加納を紹介し、令和3年度から中学校の歴史教科書で取り上げられるなど、その存在は全国的にも知られてきた。

また、令和5年に、公益財団法人加納美術振興財団は邦訳をまとめた『邦訳 加納辰夫嘆願書』と書簡の原本の画像をまとめた資料集を出版した。

10. 特徴

学術的価値

- ・ 日本人戦犯問題をめぐる民間外交、戦後日本の市民による平和運動の個人文書であり、第二次世界大戦後の戦犯問題に日本人がどのように対応したかというテーマのまとまった資料である。
- ・ フィリピン政府の戦犯死刑囚の扱いに関する知られ得ざる史実、あるいは刑務当局が作成した刑務所の戦犯名簿など、研究上の重要資料を含んでいる。
日本とフィリピンの間に国交や外交関係もなかったため、これらの名簿類は当時の日本にあって稀少で、かつ最も精度の高い戦犯情報と考えられる。
- ・ フィリピン側や外務省における助命運動に影響を与えるなど国際的で政治的な広がりを持つ。

地域的価値

- ・ 本資料を通して知られる加納辰夫の平和思想は、「安来市平和のつどい」に継承され、平和への意識を絶やさない取り組みへと繋がっている。

このように、加納辰夫文書は、高い学術性を有し、日本人戦犯問題と民間平和外交に関する希有な個人文書であり、安来市の文化財として後世に継承すべき遺産である。